

第27号議案

平成30年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

平成30年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ985,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
04 国庫支出金		千円 95,468
	02 国庫補助金	95,468
06 財産収入		7,113
	01 財産運用収入	7,113
08 繰入金		879,395
	08 繰入金	879,395
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
10 諸収入		3,023
	20 雑入	3,023
歳 入 合 計		985,000

歳 出

款	項	金 額
01 都市再開発事業費		千円 975,000
	01 芦屋駅北地区再開発事業費	12,252
	02 芦屋駅南地区再開発事業費	962,748
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		985,000